

漁船員の最低賃金に関する最低賃金小委員会公益委員の見解

1. 趣旨

本見解は、最低賃金法が、船員法の適用対象である船員についても、労基法の適用対象である一般労働者と同様に適用されるという原則にかんがみ、地域別最低賃金もしくは特別の事業別最低賃金の制度（特定最賃）によって例外なく最低賃金額が定められている一般労働者と同様、すべての船員について最低賃金を決定することが必要であることから、その嚆矢として、過半数の労働者が最低賃金を定められていない漁船員につき、あまねく最低賃金を定めるための具体的対応の在り方に関する検討を促すものである。これにより、すべての船員につき、例外なく最低賃金が定められるための制度的基盤が整えられることが望まれる。

2. 最低賃金法の趣旨と漁船員に対する最低賃金制度の関係

最低賃金法の適用対象となる労働者は、労基法 9 条に定める労働者であり、船員法上の船員も対象となる。したがって、いかなる船種に乗船しているかを問わず、すべての漁船員も最低賃金法の適用下にある。

ところが、漁船において業務に従事しているという意味では同一でありながら、労基法が適用される漁船員には地域別最低賃金が適用されているのに、船員法が適用される漁船員については、現在最低賃金が定められている四種の漁船に乗船する者についてのみ最低賃金が定められ、他の漁船員は最低賃金法が適用されているにも関わらず具体的な最低賃金が定められていないという状態に置かれている。

最低賃金法による最低賃金制度と具体的最低賃金額とは昭和 34 年（1959 年）に制定されて以来、何度かの改正を重ねてきたが、現行法における概要は、地域別最低賃金制度を基本として（最賃法 9 条 1 項）、これによつては労働者の保護や公正競争の確保という趣旨から最低賃金制度の趣旨が徹底されないと思われる業種について、地域別最低賃金を上回る水準で特定最賃が定められている。したがって、労基法適用下にあるすべての労働者は、原則として従事する事業が存在する都道府県の地域別最低賃金のもとにあり、特定の業種に従事する労働者に関してはそれぞれの特定最賃のもとにあるということになる。船員法が適用されない船舶において就労する船員についても同様である。

これに対して船員法が適用される漁船員については、原則として地域最低賃金ではなく特定最賃が適用されることとされている。この趣旨は、最低賃金法の趣旨からは、労基法が適用される一般の労働者のように、特定最賃が適用されない労働者は押しなべて地域別最賃が適用されるという意味と、特定最賃によってすべての漁船員がカバーされるという意味とに解しうる。言い換えれば、これらの解釈を超えて、船員法が適用される漁船員は特定最賃が適用される者と適用される最賃が存在しない者とに区別されるという解釈はあり得ない。そうすると、地域別最賃が適用されないことを前提とする現在の漁船員に対する最賃制度は、すべての漁船員について特定最賃が定められることを条件として初めて最低賃金法にのっとった制度であると言える。

3. 現状と評価

現在、船員法が適用される漁船員については、中央において二つの船種（遠洋まぐろ、

大型いかつり)、地方において二つの船種(大中型まき網、沖合底引き網)に乗船する者についてのみ最低賃金が定められているが、これは船員法が適用される全漁船員の過半数にも満たない。今回、かつお・まぐろ漁業について包括的に最低賃金が設定されたとしても、なおおよそ50%の漁船員には最低賃金が存在しないという由々しい事態が継続することとなる。

このような事態が生じている要因としては、まず、漁船員に対する最低賃金制度が、特定最賃によってのみ最賃額が決定され、地域別最低賃金が適用されないきわめて特殊な制度であるという認識が十分に定着せず、漁船の業種ごとに最低賃金を決めていくという方式が慣行となり、その結果、多くの漁船員が最低賃金を定められないまま放置されるという事態を生じることとなったという点があげられる。また、最低賃金が定められている遠洋まぐろなど四種の漁船については、具体的最賃額を決定する最低賃金専門部会における議論は、労働条件の最低基準を法で定めることにより、その人権を守るという憲法27条2項及び労働基準法、最低賃金法の趣旨とは異なり、実際に払われるべき賃金額を定める労使交渉の場と化している。このことが、最低賃金を漁船員すべてに定めるという最賃法本来の趣旨にのっとった方向を妨げてきたことは疑えない。

このような実態は、最低賃金制度が、地域もしくは特定事業ごとに原則として全労働者に適用される賃金の最低水準を刑罰を担保として保障する制度であるという原則にそぐわないし、またきわめて具体的実例として外国人技能実習生に支払われる手当は、一般に最低賃金を算定基準としてこれに一定の要件を加えて具体的額を算出するが、技能実習生を漁船に受け入れる場合、支払われる手当の正当な基準がないこととなるなどの不都合も生みだす。

このような事態は速やかに改善されなければならない、そのために以下のような点について検討を行うことが不可欠である。

4. 今後の対応

まず、漁業の最低賃金については、実際に払われる賃金額ではなく、まさに本来の意味での最低賃金額を定めることを前提としつつ、今回決定されるかつお・まぐろ業を皮切りに、すべての漁船員について最低賃金を定めるための検討の場を設置し、本来の趣旨での最低賃金を決定するスケジュールを策定する必要がある。

このようにして、早急に、すべての漁船員に最低賃金が定められことが望まれる。